

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン活動助成要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、年齢、障がい等にかかわらず、地域住民が気兼ねなく、気軽に集える身近な場所で、仲間づくりや生きがいくづくり等を図ることを目的としたふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）活動を支援するため、この要綱の定めるところにより助成する。

(サロン)

第2条 サロンは、地域住民の参加、協力により運営されるものとする。

2 サロンの事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) くつろぎ、おしゃべり等
- (2) レクリエーション（歌、ゲーム、手芸、講話等）
- (3) 世代間交流等（子ども会との交流等）
- (4) その他参加者の希望による企画

(助成対象となるサロン活動)

第3条 助成の対象となるサロン活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 会津若松市内において、概ね自治会単位として実施され、原則一自治会につき一団体とする。
- (2) 定期的かつ継続的に、年5回以上の開催が見込まれていること。
- (3) 特定の趣味のための活動や特定会員制ではなく、誰もが参加できる様々な活動内容であり、実施する際は地域に広く周知し多くの地域住民の参加に努めていること。
- (4) サロンの運営にあたっては、自主運営及び活動の継続性を図るため、参加者から参加費等自己負担金を徴収することに努めること。

(登録)

第4条 助成を受けようとする団体又はグループ（以下「団体等」という。）は、ふれあい・いきいきサロン登録カード（第1号様式）を社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、登録しなければならない。

2 団体等は前項の登録内容に変更があった場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

(助成の内容)

第5条 助成の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 助成額は、本会予算の範囲内において、一団体等あたりサロン開催回数1回1,500円に開催回数に乗じた金額とし、一年度につき22,500円を上限とする。
- (2) レクリエーション用具の貸し出し
- (3) レクリエーション等への職員の派遣。ただし、一団体あたり概ね年2回までとする。

(助成金の申請等)

第6条 前条の助成のうち助成金の交付を受けようとする団体等は、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書兼請求書(第2号様式)に、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、前項の規定により交付申請及び請求があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、助成金の交付が適当と認めるときは、ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付決定書(第3号様式)により通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

3 助成金の交付の対象となるサロンの活動は、第1項の規定により交付申請及び請求があった日に属する年度内に実施し、又は実施されるものとする。

4 サロン活動助成金交付申請については、当該年度の9月までとする。

(事業の報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体等は、当該事業が完了したときは、ふれあい・いきいきサロン活動事業実績報告書(第4号様式)及びふれあい・いきいきサロン活動事業決算書(第5号様式)を、事業実施翌年度の5月末日までに会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成した団体等が第3条に掲げる要件を満たしていないことが判明した場合、又は助成金に剰余が生じた場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

2 「ふれあいのまちづくり事業」ふれあい・いきいきサロン活動費助成要綱(平成10年4月9日施行)は廃止する。

3 この要綱施行の際、現に前項の要項により助成を受けている団体等の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

2 この要綱施行の際、改正前の要綱により助成を受けているものの取り扱いについては、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

団 体 名

代表者名

印

ふれあい・いきいきサロン登録カード

下記のとおり、ふれあい・いきいきサロンを登録しますので届出します。

記

ふりがな サロンの名称	
連絡先および電話番号	
主にサロンを開催する場所	
結 成 日	
主な参加対象者 ※あてはまるものを○で囲む	高齢者 ・ 子ども ・ 障がい者 その他（ ）
予 定 回 数	
主 な 活 動 内 容	

※初回登録時または変更時のみ提出。

年 月 日

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会会長 様

住 所 〒
 団 体 名
 代表者名 印
 (連絡先 Tel)

年度ふれあい・いきいきサロン活動助成金交付申請書兼請求書

ふれあい・いきいきサロン活動について、助成金の交付を受けたいので下記の通り申請します。

記

助成金交付申請額	円	総回数	回
開催予定月	年 月 ~	年 月	(ヶ月)
ふりがな			
サロンの名称			
主な開催場所			
活動地域の範囲	地区		
サロンの内容 (基本的な内容)	・開催日 (定例日)		
	・開催時間 (基本) : ~ :		
	・参加者 (予定数) 約 名		
振込口座			
金融機関名		支店名	
預金種別	普通 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※ 普通、当座の区別および名義にフリガナをつけて下さい。

※ 申請書兼請求書に記載された個人情報、会津若松市社会福祉協議会、会津若松市が共有し、サロン事業運営管理、サロン交流会、会津若松市社会福祉協議会事業及び会津若松市事業に関する情報のために利用します。

(第6条関係)

年度（サロン名）事業計画書兼予算書

1 収支予算書

収入		支出	
項目	予算額（円）	項目	予算額（円）
ふれあい・いきいき サロン活動助成金			
参加費			
合計		合計	

2 事業計画書

No.	活動名・内容	講師	実施日時		予算（円）
		依頼先	参加予定数	場所	
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		

※足りない場合は、裏面をコピーしてお使い下さい。

(第6条関係) 裏面

No.	活動名・内容	講師	実施日時		予算 (円)
		依頼先	参加予定数	場所	
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		
			月 日 : ~		
			名		

（団体名）
（代表者名） 様

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
会 長

年度ふれあい・いきいきサロン活動費助成金交付決定書

年度ふれあい・いきいきサロン活動費助成金について、下記のとおり交付します。

記

1 交付額 金 円

2 条件

- (1) この助成金は、申請の目的以外に支出してはならない。
- (2) この助成金を申請の目的以外に支出した場合は、助成金の全部または一部について、返還を命ずることがあります。
- (3) 事業終了後は、すみやかに事業報告書及び決算書を別紙様式により提出して下さい。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会長 様

住 所 〒
 団 体 名
 代表者名
 （連絡先
 TEL) 印

年度ふれあい・いきいきサロン活動事業報告書

実施した事業内容（書ききれない場合は、下記の事項があれば、別紙でも結構です。）						
No.	活動名	実施日	参加者	場所	成果点（特記事項）	備考
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				

※ 足りない場合は、裏面をコピーしてお使い下さい。

第4号様式（第7条関係）

No.	活動名	実施日	参加者	場所	成果点（特記事項）	備考
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				
		月 日 午前 午後				

※ 足りない場合は、この面をコピーしてお使い下さい。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会長 様

住 所 〒

団 体 名

代表者名

(連絡先TEL

印

)

年度ふれあい・いきいきサロン活動事業費決算書

No.	活動名	交付決定額 円		
		経費総額 円		
		何にいくらつかいましたか。(助成金を含め実質かかった額)		
		品目	金額 (円)	備考

※ 足りない場合は、裏面をコピーしてお使い下さい。

第5号様式（第7条関係）

No.	活動名	何にいくら使いましたか。（助成金を含め実質かかった額）		
		品目	金額	備考

※ 足りない場合は、この面をコピーしてお使い下さい。